

第二次世界大戦の勃発とナチス体制下の 労働力動員 1939／1940 年

中 村 一 浩

- 一、 戦争準備と開戦
- 二、 戦時総動員体制の構築
- 三、 強制的緊急服務制度
- 四、 青少年勤労奉仕制度
- 五、 ライヒ勤労奉仕制度の戦時再編成
- 六、 女子労働配置
- 七、 微用労働者の労働条件
- 八、 結語

一. 戦争準備と開戦

1938 年 3 月 13 日のオーストリア併合後ドイツ帝国主義思想に由来する「生存圏 (Lebensraum)」拡大要求の矛先はチェコスロヴァキアに向けられ、ズデーテン・ドイツ地方 (die sudetendeutschen Gebiete) の併合(同年 10 月 1 日)に続いて、ドイツの圧力を受けたスロヴァキアの「独立」宣言 (1939 年 3 月 14 日、同月 23 日にはヒトラーの保護下に入り、ドイツ軍の駐留権が獲得された) 直後にチェコを「ベーメン＝メーレン保護領 (Protektorat Böhmen und Mähren)」として事実上併合 (3 月 16 日) するに至った。同時に「大ドイツ国 (Großdeutsches Reich)」なる呼称が採用される旨の宣言 (3 月 16 日) が行われ、いよいよドイツの領土拡大意思は露わになっていく。更に、ドイツの圧力に屈したリトアニアからのメーメル地方 (Memelland) の返還が実現 (3 月 23 日) し、翌年 4 月 15 日にはズデーテン・ドイツ地方がズデーテンラント大管区、バイエルン州、プロイセン州、オーバー・エスターライヒ州、ニーダー・エスターライヒ州へと分割再編され、チェコ問題はヒトラーのほぼ思惑

通りに片付いたのであった(図1参照)。かくして、「大ドイツ国」の「生存圏」⁽²⁾拡大要求はポーランドへと焦点が移り、1939年9月1日午前4時45分にドイツ軍のポーランド侵略が開始され、2日後にイギリスの対独宣戦布告がなされるに至り、遂に第二次世界大戦へと戦争は拡大していくのである。

このような一連の推移は、ヒトラーの世界観からすればごく自然な成り行きであったと言えるが、彼が必ずしも綿密且つ合理的な計画と周到な準備に基づいて第二次世界大戦へと突入し戦線を拡大していったとは考えられないような一面が窺われるのもまた事実である。後にイギリス

図1 ナチス・ドイツの領土拡大(1938/39年)



出所: W. Hilgemann, *Atlas zur deutschen Zeitgeschichte 1918-1968*, München 1984, S.96.

との戦争がドイツの勝利のうちに終結する目処が立たないままに本来ドイツの最も回避すべき多正面戦争へとみずからを追い込む愚行（対ソ戦の開始とその半年後の対米宣戦布告）を犯していることがそうした一面を物語っている。しかし、他方でこうした行動パターンは、内部矛盾を外部に転化することによって常にその求心力を維持していかねばならない「闘争共同体」を基礎としたナチス体制の宿命的性格に由来する「前方への逃避」(K・D・プラッハー⁽³⁾)とも解釈しうるであろう。

ヒトラーは、1936年8月の第二次四ヶ年計画に関する秘密覚書の中で、ドイツ経済が4年以内に戦争開始を可能ならしめるべきことを要求していたが、これに先立つこと12年前の1924年以来陸軍兵器局(Heereswaffenamt)の将校団が経済力の総動員が不十分であったことが前大戦の敗因であったとする「反省」の上に立って経済の動員の為の基礎を既に創り出していたことが戦時経済への転換に際して役に立ったと言われている。しかしながら、ドイツの軍需生産力の頂点が到来したのはようやく敗戦半年前の1944年秋のことであり(表1・表2参照)，このように生産力の十全な活用・動員が遅れたのは、ドイツの軍備増強政策が短期戦を前提として進められてきたからに外ならない。⁽⁴⁾

表1 列強の軍需生産増強の推移

国	対前年比増加率(%)		軍需生産の伸び(1944年=100)						
	1940	1941	1939	1940	1941	1942	1943	1944	
ドイツ	76	0	20	35	35	51	80	100	
日本	?	100	10	16	32	49	72	100	
アメリカ	150	200	2	5	11	47	91	100	
イギリス	250	86	10	34	59	83	100	100	
ソ連	52	70	20	30	53	71	87	100	

出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd.5, Organisation und Mobilisierung des deutschen Machtbereichs, Erster Halbband Kriegsverwaltung, Wirtschaft und personelle Ressourcen 1939-1941 von B. R. Kroener, R. D. Müller, H.Umbreit, Stuttgart 1988, S.523.

表 2 工業純生産* に占める各産業分野の比率 (%) 1938—1944 年

産業分野	1938	1939	1940	1941	1942	1943	年 1944
原 料	21	21	22	25	25	24	21
兵 器	7	9	16	16	22	31	40
建 物	25	23	15	13	9	6	6
其他の投資材	16	18	18	18	19	16	11
消 費 材	31	29	29	28	25	23	22
工 業 全 体	100	100	100	100	100	100	100

(注)*各年毎にその時点でのイタリア領土とされていた地域内で達成されたものを基礎とする。

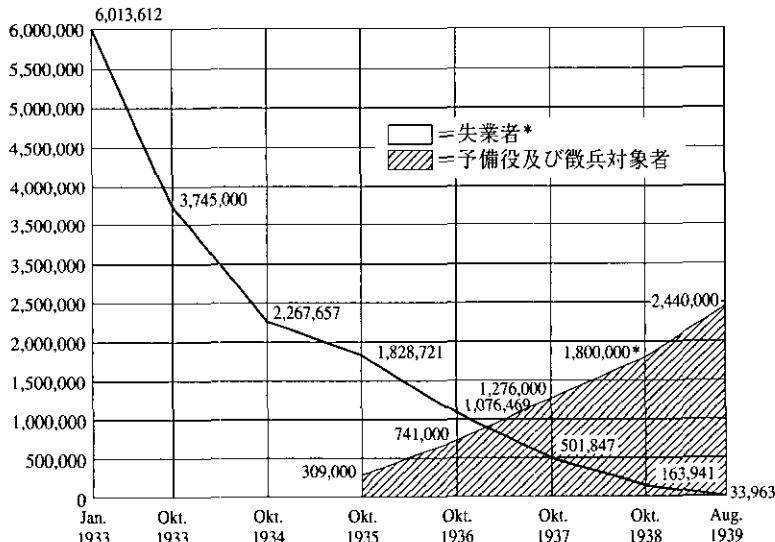
出所: Das Militärgeschichtliche Forschungsamt, a.a.O., S.582.

二. 戦時総動員体制の構築

1939年9月1日に対ポーランド戦が開始されると同時に「労働移動制限令 (Verordnung über die Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels vom 1. September 1939, RGBl. I, 1685)」が発せられ、労働力の戦時動員体制作りが始まった。これに先立ち、8月30日付の「国防閣僚会議設置に関する總統布告 (Erlaß des Führers über die Bildung eines Ministerrats für die Reichsverteidigung vom 30. August 1939, RGBl. I, 1539)」に基づき、「国防閣僚会議 (Ministerrat für die Reichsverteidigung⁽⁶⁾)」が設置され、戦時総動員体制の最高の中核機関となった。⁽⁶⁾従来の労働配置政策は、「国策上特に重要な」事業の為に重点的にとられていたのであったが、ここにそれは戦争遂行を目的として全面的に対象領域並びに労働手帳により労働移動の制約を従来受けていなかった者までも人的範囲を拡大するに至ったものと言える。即ち、第一に労働契約解除の制限については、従来農業、林業、鉱業、化学工業、土石業及び製鉄・金属業の6部門について実施され、更にその他の部門については、特に必要ある場合には州労働局長官が労働契約解除の制限を個別的に実施しうるにとどまっていたが、爾後原則として公務員を含む（但し官吏を除く）全経済領域にかかる制限が拡張されることになった。第二に、1939年3月10日の旧第二施行令(第6～9条)により既に実施されてい

た雇用制限 (Einstellungsbeschränkungen)⁽⁹⁾ も亦一般化された。第三に、労働局の承認なしに労働契約の解除ができる場合 (第2条)⁽¹⁰⁾ であっても、当該労働者などは元の職場を離脱した後に遅滞なくその住所若しくは居所を管轄する労働局に申告することが義務付けられた (第3条)。これにより労働局は労働配置可能な未就労の労働力の動向を常に適確に把握しうることになったが、反面職業選択及び労働移動の自由は完全に否定されるに至った。国内の労働市場に於ては既に超完全雇用状態であり (図2～4参照)，国内に労働力の新たな供給源をもはや見出しえないばかりか、本来ならば労働力の担い手たるべき人々が年々大量に兵役に召集されていくことが避けられない事態となつた (表3及び図5参照) 以上、労働力を戦争遂行にとって重要な事業に重点的に配置する為には当然の措置であろう。かかる情況を背景として、全国民を対象とする総

図2 男子失業者数* の減少と国防軍の予備役及び徴兵対象者の増加
1933—1939年**

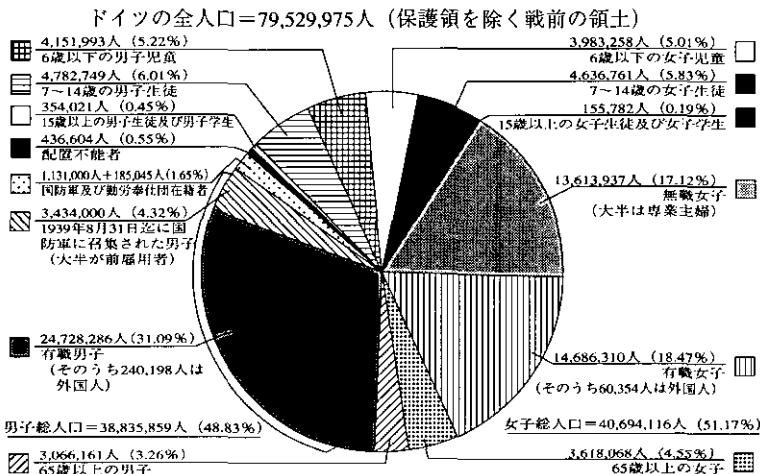


(注) * ナチス・ドイツの新規獲得領土を含まない。

** 1934年10月以降はオーストリアを含む。

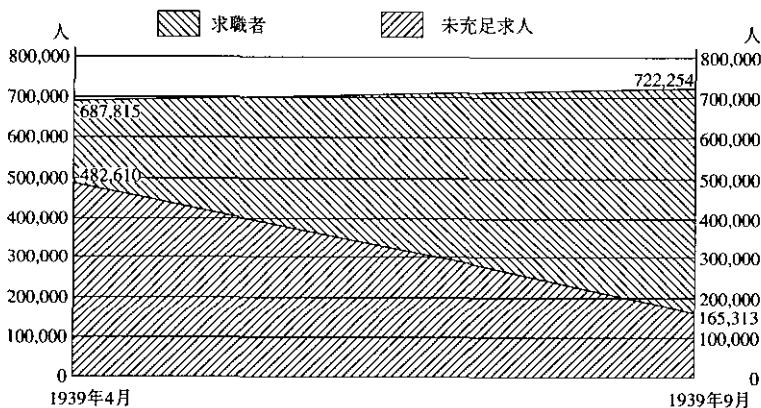
出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.746

図3 ドイツの人口構成 (1939年5月17日国勢調査による)



出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.751.

図4 開戦直前期の求職者数及び未充足求人数の動向 (1939年4月—9月)



出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.758.

表3 労働力の国防軍への動員状況（1939—1944年）

年 (5月末現在)	新規召集兵数 (単位：100万人)	指 数 (1939年=100)	対前年比増加率 (%)	ドイツの就労可能者総数**に占める 召集兵の比率(%)
1939	1.4	100	—	3.5
1940	5.7	407	307	14.0
1941	7.4	529	30	18.3
1942	9.4	671	27	23.1
1943	11.2	800	19	27.0
1944	12.4	886	11	30.0
1944 (9月末現在)	13.0	929	5*	31.4

注* 1944年5月末現在と同年9月末現在との対比による。

**就労可能者総数＝労働者数＋召集者数

出所：L. Zumpe, *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Vaduz 1980, S.345.

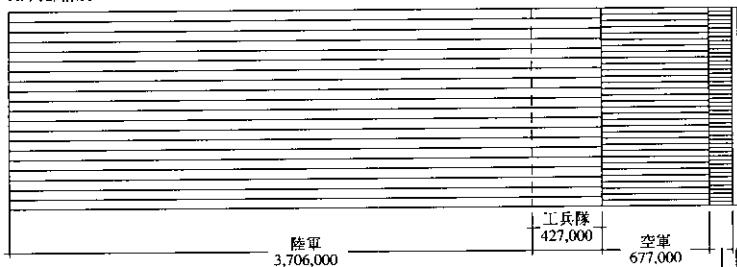
動員体制が構築されていった（図6・7及び表4参照）のである。

三．強制的緊急服務制度

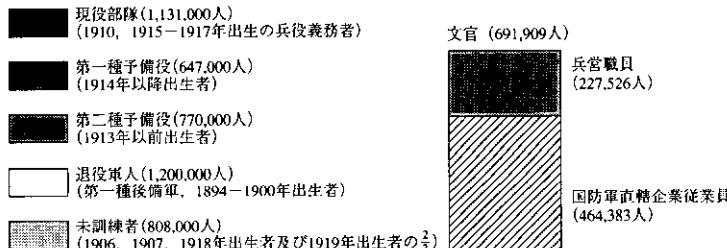
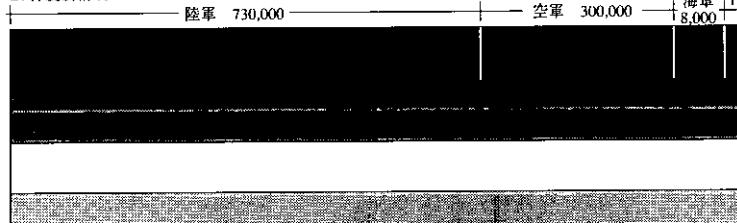
1935年5月21日の「国防法」第1条第3項は、兵役の義務以外に、ドイツの全ての国民（男女を問わず）に対して祖国への戦時服務義務を課していたが、対ポーランド開戦後間もなくゲーリングはベルリン近郊テーゲルのラインメタル＝ボルジヒ工場労働者を前にした演説（1939年9月9日）の中で、有事に直面してドイツ国民を国防目的に奉仕させるべく総動員する必要のあることを強調し（動員情況とその内訳は図8～10参照），これをラジオを通じて放送せしめている。労働力を軍需産業に重点的に配置する方針は、既に開戦の約半年前に新国民徵用令（2月13日付）を以て明示されており、更にこれに先立つ旧国民徵用令第三施行令（Dritte Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für

図 5 1939 年 9 月 1 日現在のドイツ国防軍兵力 (兵員総数=4,556,000 人)

A. 内部構成



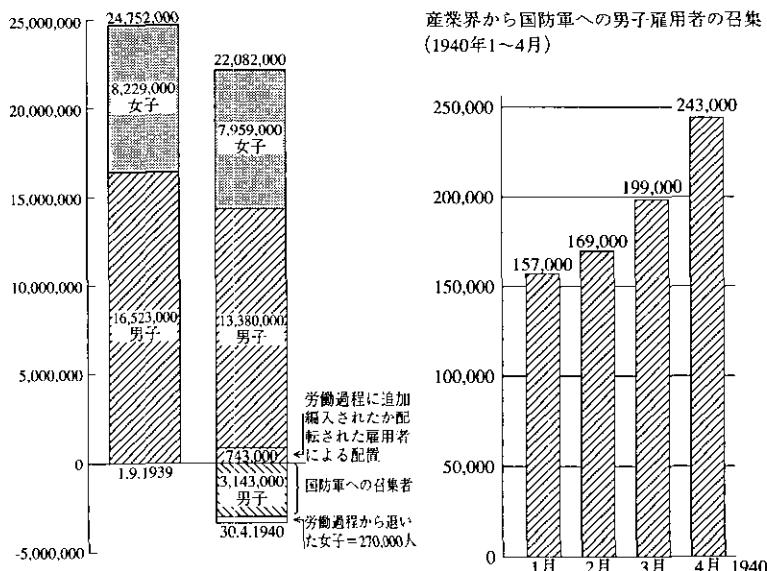
B. 練度別構成



出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.731.

Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung vom 15. Oktober 1938, RGBl. I, 1441 = Notdienstverordnung :緊急服務令) も, 国防法とは別個に兵役以外の服務の為の動員を認めていたのであるが, 後者は 1 年近く発動されぬままに経過していた。しかし, 開戦を迎へ, ここにようやく発動の機会を見出すに至ったものである。そこで, 1939 年 9 月 15 日の「緊急服務令第一施行令 (Erste Durchführungsverordnung)

図6 産業界に於ける労働配置の進展* (1939年9月1日～1940年4月30日)



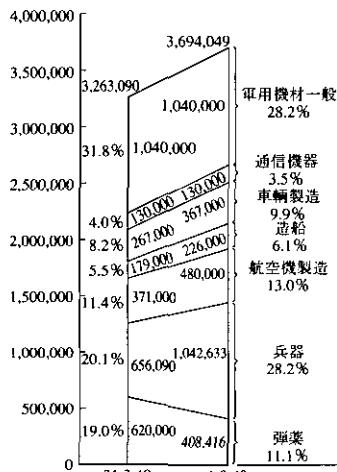
注* 手工業・運輸業・エネルギー産業・配給部門・家政部門の全産業分野の労働者及び職員のみを含む数字(外国人及び戦争捕虜を含む)。

出所: Das Militärgeschichtlichen Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.770.

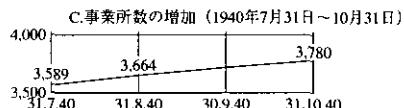
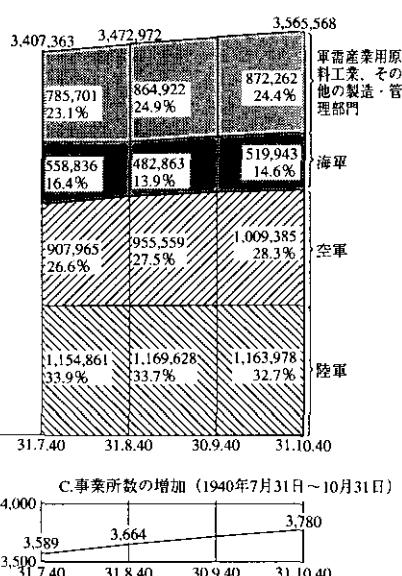
nung zur Notdienstverordnung vom 15. September 1939, RGBl. I, 1775)」は、緊急服務の動員及び配置、更には解除について定めると共に、一定の人的集団の動員に関する特別規定や手当・罰則の規定も含んでいた。次いで、同年10月10日の「緊急服務令第二施行令 (Zweite Durchführungsverordnung zur Notdienstverordnung vom 10. Oktober 1939, RGBl. I, 2018)」は、緊急服務に動員された者を対象とする社会保険の規定を設けた。⁽¹⁴⁾これら2つの施行令は、いずれも同年8月26日に遡って施行されている。この緊急服務制度は、戦時に於ける国家組織への要員補充と危険にさらされた国境地域の迅速な撤収などを想定して設けられたものであった。⁽¹⁵⁾

図7

A.最重要軍需分野及びその下請企業に於ける
従業員数の変化
(1940年3月31日～8月1日)



B.軍需産業に於ける労働力分配(下請企業を除く)
(1940年7月31日～10月31日)



出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.788.

四. 青少年勤労奉仕制度

1939年3月25日の「ヒトラー・ユーゲント法第二施行令 (Zweite Durchführungsverordnung zum Gesetz über die Hitler-Jugend vom 25. März 1939, RGBl. I, 710 = Jugenddienstverordnung : 青少年(勤労)奉仕令)」に基づいて「青少年(勤労)奉仕義務 (Jugenddienstpflicht)」が導入された。これは、構造的には国防法による一般兵役義務と旧国民徴用令による服務義務に倣って作られたものであった。⁽¹⁶⁾ その対象者は満10歳から9月末で満18歳となるドイツの全青少年(例外なし)であり、⁽¹⁷⁾ 彼等はヒトラー・ユーゲント(ヒトラー青少年団)の団員としてヒト

表4 国防軍召集者* 及び兵役免除就労者** の占める割合で見た
戦時経済下の労働力状況 1939—1942年

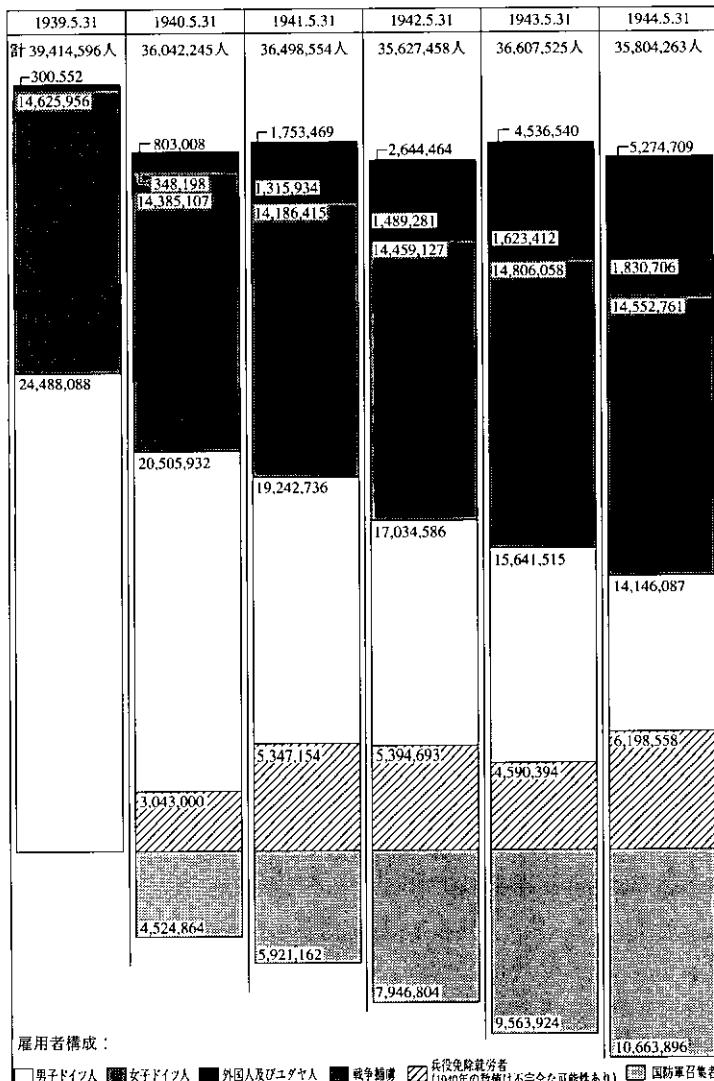
業種		31.5. 39—40	31.5. 1940	31.5. 39—41	31.5. 1941	31.5. 39—42	31.5. 1942
農業	国防軍召集 兵役免除	15.3%	8.6%	22.0%	15.6%	28.0%	20.8%
工業	国防軍召集 兵役免除	16.8%	19.2%	20.9%	39.0%	30.8%	41.9%
原料工業	国防軍召集 兵役免除	14.6%	15.6%	17.8%	48.5%	21.8%	54.3%
金属加工業	国防軍召集 兵役免除	13.2%	13.3%	16.8%	42.6%	29.0%	43.2%
土木建築業	国防軍召集 兵役免除	17.9%	26.2%	20.0%	26.5%	35.4%	32.1%
其他の工業分野	国防軍召集 兵役免除	24.5%	31.6%	31.5%	23.4%	39.3%	23.9%
手工業	国防軍召集 兵役免除	22.0%	9.0%	31.6%	10.6%	44.2%	13.7%
運輸業	国防軍召集 兵役免除	11.2%	23.4%	15.3%	48.7%	18.0%	49.6%
エネルギー産業	国防軍召集 兵役免除	19.0%	12.2%	21.8%	40.1%	25.8%	40.3%
商業・金融業・観光業	国防軍召集 兵役免除	23.7%	5.7%	28.5%	10.1%	34.6%	13.1%
一般行政	国防軍召集 兵役免除	25.3%	18.6%	29.9%	35.4%	34.9%	39.4%
軍事行政	国防軍召集 兵役免除	24.2%	29.6%	29.6%	36.4%	44.0%	34.4%
総平均	国防軍召集 兵役免除	18.5%	14.8%	24.2%	27.8%	32.4%	31.7%

(注) * 国防軍召集者のパーセンテージは、各々1939年5月31日現在の人数との対比で減少した雇用者数の割合を示す。

** 兵役免除就労者のパーセンテージは、各々当該年度にお企業内にどまっている雇用者を示す。

出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.812.

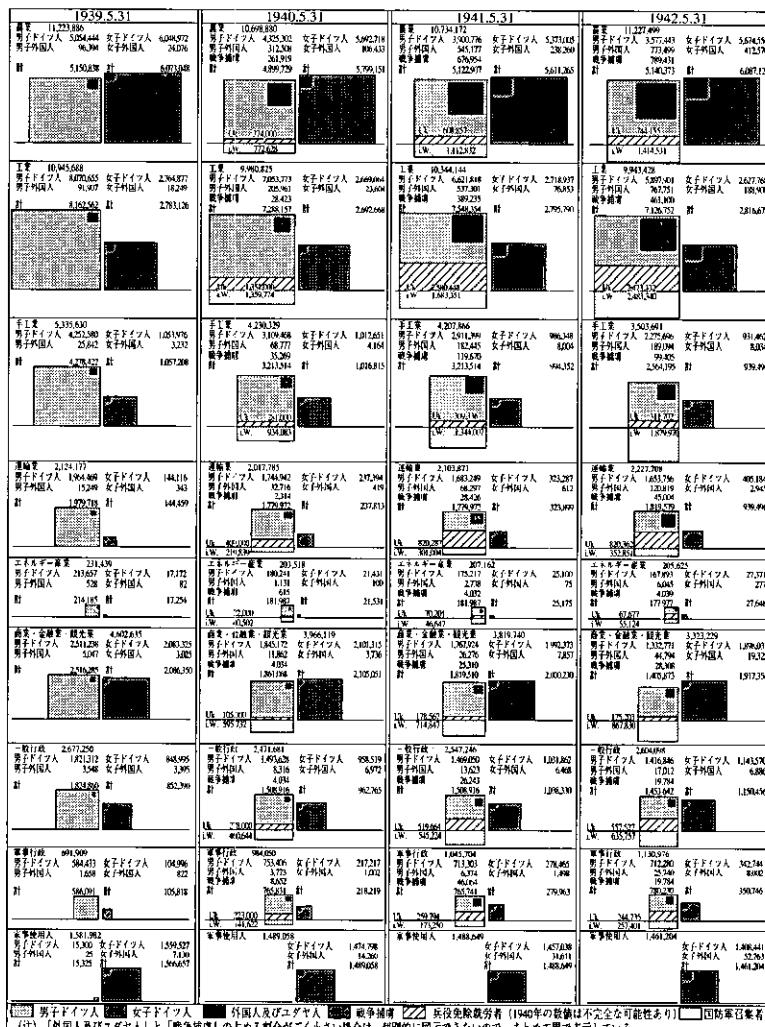
図8 戦時経済下の労働力構成* (1939年5月31日～1944年5月31日)



(注)* 戦前のドイツ領内のみの推移

出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.810.

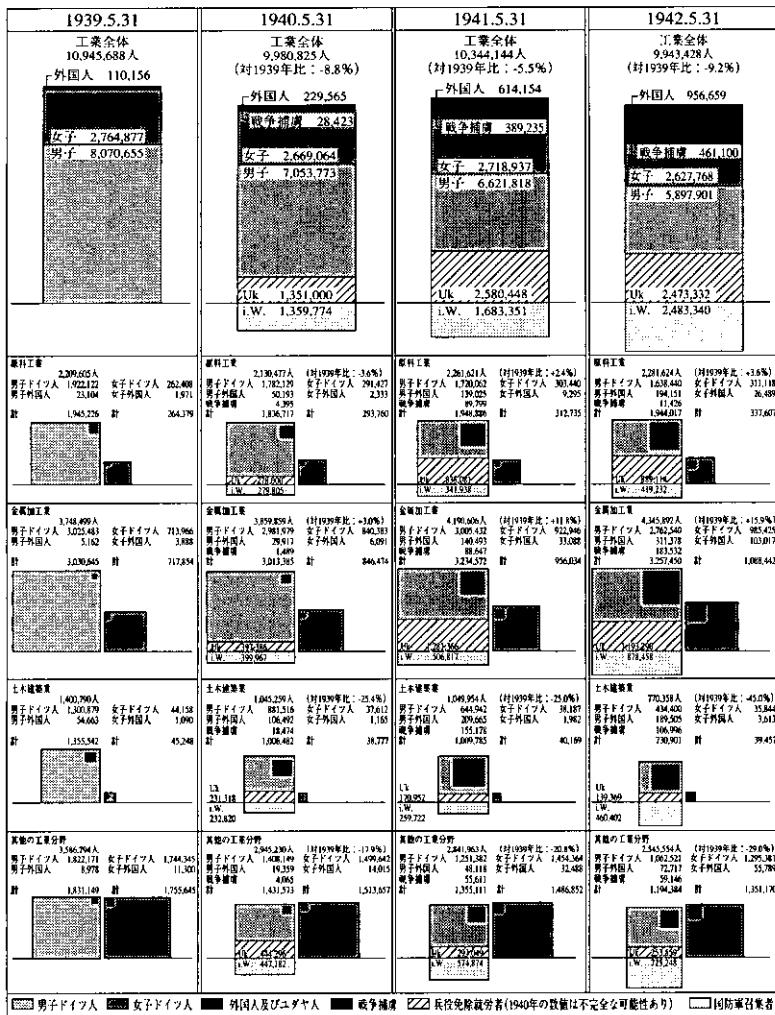
図9 業種別戦時労働力構成
(1939年5月31日～1942年5月31日：戦前のドイツ領内に限る)



（注）uk：兵役免除就労者
iw：国防軍召集者

出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.810.

図10 工業の部門別戦時労働力構成
(1939年5月31日～1942年5月31日：戦前のドイツ領内に限る)



(注) uk : 兵役免除就労者

iw : 国防軍召集者

出所 : Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.810.

ラー・ユーゲント法に基づく命令に従って勤労奉仕に服すべきこととなつた。ドイツ国青少年指導者 (Jugendführer des Deutschen Reiches) は、全国組織の最高の官職であり、ヒトラー・ユーゲント(19)の中でドイツの全青少年を教育する使命を担うものとされていた。

男女青少年の戦時配置は、国家・党・市町村への配置、郷里の国防軍機関への配置、野戦病院や経済事業への配置、募金活動や社会救援活動(20)への配置、防空組織への配置などの形をとつて実施されたが、1939年9月22日の「上級生徒配置令 (Verordnung über den Einsatz der älteren Schuljugend vom 22. September 1939, RGBl. I, 1867)」により満16歳以上の男子上・中級生徒を休暇中に援農に配置しうることとなり、満16歳以上の女子上・中級生徒もこれに準じて援農配置の代わりに農村及び都市部の家事手伝いや公衆衛生・社会福祉事業の活動に従事させることとした。また、満10歳以上16歳未満の生徒は、学外では居住地域内で軽労働に限つて配置されることとなつた。1939年9月1日の「防空法 (Luftschutzgesetz vom 1. September 1939, RGBl. I, 1631)」及び緊急服務令(21)に基づく配置は、かかる青少年勤労奉仕により妨げられることなしとされ、あくまでも後者は補助的な位置付けが与えられるにとどまつた。

尚、緊急服務令第7条第1項及び防空法第12条に基づき、ライヒ内相・ライヒ航空相・空軍司令官は、ライヒ科学・教育・民族教育相との合意の上、修学中の青少年を緊急服務及び高權的防空任務（防空警戒任務及び一・二・三級の保安・補助任務）並びに航空情報任務全般に、修業に支障のない場合に限り動員・召集しうる旨の布告を1940年6月19日に行つてゐる。

五. ライヒ勤労奉仕制度の戦時再編成

1939年8月の時点で、ライヒ勤労奉仕団 (Reichsarbeitsdienst = RAD) は、38の労働大管区 (Arbeitsgau) に分かれ、全体で259の集団 (Gruppe) と1,700の部隊 (Abteilung) を擁していた。またそれ以外に、中央にライヒ学校 (Reichsschule)，5つの地区学校 (Bezirksschule：そのうち2つは中級管理学校 (mittlere Verwaltungsschule) を併設)，

5 つの作業場長学校 (Feldmeisterschule) と 14 の班長学校 (Truppenführerschule : そのうち 2 つは下級管理学校 <untere Verwaltungsschule> を併設) を設置していた。

ライヒ労働指導者ヒールルは、1940 年 6 月 26 日に RAD 法制化 5 周年を迎えるに当たり、放送用演説の中で RAD は「戦争の道具」ではなく「建設的な文化的労働組織」であるという自らの本質規定を強調したのであったが、言う迄もなく RAD の戦争遂行への協力は不可欠のものであった。実際、動員令により大量の RAD 部隊及び幹部の大半が有事の RAD 活用を定めた「陸軍動員計画第 7 特別追加条項 (Besondere Anlage 7 zum Mob. Plan des Heeres)」に従い国防軍の指揮下に置かれることになった（海・空軍も同様）のである。但し、RAD の中央指導部及び配置・届出事務所、代表機関、RAD 監察本部及び封鎖組織で使用される RAD 団員は、軍の指揮下から除かれた。このように、RAD 团員は概ね国防軍指揮下の軍事奉仕活動に移されたが、RAD 指導者の 60% が現役兵士として軍務に召集されたという。RAD 行政指導官 (= Amtsführer) は、戦時官吏 (Beamte auf Kriegsdauer) として RAD により設置された建設部隊に配属された。

1939 年 11 月 15 日の国防閣僚会議で、ゲーリングは、男子勤労奉仕団を全面的に再建し、その為国防軍の作業大隊 (Arbeitsbataillon) を解散すべしとのヒトラーの指示を公表した。兵役志願者は、勤労奉仕を済ませて初めて国防軍に入隊しうるものとすべしというのである。1939 年 12 月 20 日に「男子青少年ライヒ勤労奉仕戦時継続令 (Verordnung über die Fortführung des Reichsarbeitsdienstes für die männliche Jugend während des Krieges vom 20. Dezember 1939, RGBI. I, 2465)」が国防閣僚会議により発せられ、戦争遂行への協力こそ RAD の差し迫った任務であるという見地から、RAD の勤労奉仕の対象は戦争目的のものに限定され、なかんづく OKW 長官による労働配置要請が他のあらゆる配置要請に対して優先権を与えられた。従来 6 ヶ月とされていた勤労奉仕の期間は、国防軍が期間延長者を期間満了前に必要としない場合に限り、ライヒ労働指導者の定める勤労奉仕者に対して一定比率を充足すべき下級指導官の定数を削減する為に、更に 6 ヶ月間延長することができたが、逆に国防軍が兵員充足を必要とする場合には、OKW が期間の短縮を決

定しうることとなった。

他方、ヒールルの 17 歳から 25 歳迄のドイツ女子青少年に向けた女子青少年勤労奉仕団への任意加入の呼びかけ（開戦翌日の 9 月 2 日）を受けて、RAD の勤労奉仕義務を女子青少年にも拡大する為に、1939 年 9 月 8 日の「ライヒ勤労奉仕法改正令（Verordnung zur Änderung des Reichsarbeitsdienstgesetzes vom 8. September 1939, RGBl. I, 1744）」⁽²⁹⁾ が発せられ、女子青少年勤労奉仕者の RAD 奉仕団への統合が行われることとなった。既に 1935 年にライヒ勤労奉仕法が成立した当初から、男子青少年のみならず女子青少年の勤労奉仕義務が明文規定されていた（同法第 1 条第 2 項）⁽³⁰⁾ が男子と異なり法律上の義務化は見送られていたのであったが、9 月 4 日の「女子青少年のライヒ勤労奉仕義務実施に関する命令（Verordnung über die Durchführung der Reichsarbeitsdienstplicht für die weibliche Jugend vom 4. September 1939, RGBl. I, 1693）」による女子青少年勤労奉仕人員（Arbeitsmaiden と称している）の 10 万名（幹部を含む）への拡大（同令第 1 条），更には 9 月 5 日の「女子青少年勤労奉仕に於ける一般的解除日に関する命令（Verordnung über den allgemeinen Entlassungstag im Reichsarbeitsdienst für die weibliche Jugend vom 5. September 1939, RGBl. I, 1687）」による 9 月末日付解除予定者（対象者約 3 万名）⁽³¹⁾ の任期（本来は 6 ヶ月間）延長措置を受けて、ここにようやく名実共に義務化されたわけである。9 月 21 日付の「女子青少年のライヒ勤労奉仕義務実施に関する命令施行・補充令（Verordnung zur Durchführung und Ergänzung der Verordnung über die Durchführung der Reichsarbeitsdienstplicht für weibliche Jugend vom 21. September 1939, RGBl. I, 1858）」は、上述の命令第 2 条所定の対象者（17 歳以上 25 歳以下の未婚女性）たる要件を、①未だ労働手帳の交付を受けて就労していない者，②職業教育（職業訓練・専門学校）を受けていない者，③公立学校に通学中でない者，④農家に不可欠な家族労働者でない者の如く列挙している。違反者に対しては、罰金若しくは拘留という罰則が規定されていた。前述の 9 月 8 日付改正令を受けた翌日の改正「ライヒ勤労奉仕法（Reichsarbeitsdienstgesetz in der Fassung vom 9. September 1939, RGBl. I, 1747）」⁽³²⁾ は、戦争遂行への協力を第一義として、国防軍の兵員充足を優先すべきことを明示（第 8 条）してお

り、勤労奉仕者に対する徵兵猶予（原則 2 年以内、職務遂行上の正当事由のある場合は例外的に 5 年以内）を満 25 歳未満の者に限定する旨を 9 月 29 日の「ライヒ勤労奉仕法施行・補充令（Verordnung zur Durchführung und Ergänzung des Reichsarbeitsdienstgesetzes vom 29. September 1939, RGBl. I, 1967）」第 5 条が規定している。

OKW の国防経済・軍需局長トーマス（Georg Thomas）歩兵中将が 1940 年 1 月 27 日の陸軍最高司令官フォン・プラウヒッチュ（Walther von Brauchitsch, 1881-1948, 1938 年 2 月 4 日～41 年 12 月 19 日陸軍総司令官）上級大将（40 年 7 月 19 日元帥）との協議の中で、軍需計画遂行の為の労働力供給に関して、女子の配置を更に一層著しく増大させなければならぬとの見解を主張したのに対して、フォン・プラウヒッチュは、熟練労働者の抽出による前線の一層の弱体化は許せないとし、従来よりも更に一層大規模に戦争遂行上重要でない事業所を閉鎖し、そこで浮いた労働力を再教育した上で軍需産業へ送り込むべきだと主張したのであったが、ヒトラーが国会演説で戦争経済の中でドイツ人婦女子の労働配置を強化するよう要求したのは、ようやく 1941 年 5 月 4 日（⁽³³⁾ 対ソ侵攻開始の約 1 ヶ月半前）になってのことであった。

六. 女子労働配置

開戦前に危惧されていた失業の増大が単なる杞憂に終わり、労働力不足の深刻化が露呈すると、女子を家庭に留め、母親としての使命を全うさせようとするナチス党の従来の立場をそのまま維持することができなくなった。かかる保守的な観念は、大量失業の時代に女子を労働市場より引退せしめ、失業者を表面的に減少させるには少なからぬ有用性を發揮したのであったが、戦時経済の進展に伴う新たな労働力需給関係の逼迫に女子の労働配置（徵用）を以て対応する必要が生じると、それは逆に足かせとなつたのである。ナチズムの理念からすれば、家計支持者を戦争に動員された家庭に対して国家が扶助を行い、家計を主婦が追加的労働なしに支えられるようにすることこそ首尾一貫した政策なのであった。そこで、開戦当初多数の有職女性が兵士と結婚し、家族扶助を受けるに至り、職場を去ることとなつた。また、家族扶助は勤労所得に

応じて減額される仕組みになっていたので、開戦時に夫が職にとどまっている家庭では、生産活動が以前にも増して活発化し、夫の労働時間が延長されるに伴って十分な所得増加が保証された結果、多くの妻が引き続いて就労することを断念したのであった。更に、商品の市場への供給が減少するにつれて、多くの家庭では所得の増加には関心が薄れていったのである。⁽³⁵⁾ 他方、1939年9月4日の「戦時経済令(Kriegswirtschaftsverordnung vom 4. September 1939, RGBI. I, 1609)」により、女子に対する保護規定（例えば深夜労働の禁止など）が追加されたことによって、女子に対する労働需要は制約されることになった。⁽³⁶⁾ 1939年末にOKWは350万人と見積もられていた女子労働予備軍を如何に活用するか思案していたのであったが、現実には同年下半期だけで約30万人も女子労働者の数は減少していたのである（表5及び図6・11～13参照）。

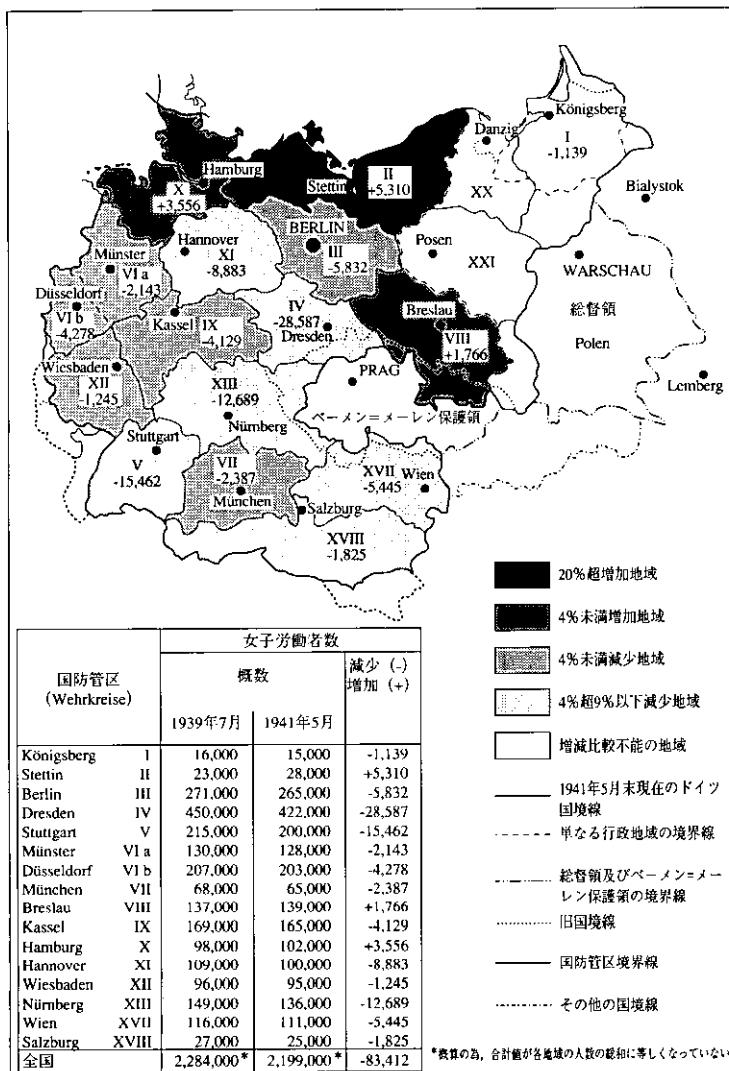
七. 徴用労働者の労働条件

1939年2月13日の新国民徴用令は、新たに「無期限の服務(zeitlich unbegrenzte Dienstverpflichtung)」を命じうるものとしたが、その結果無期限の服務を命ぜられた者について、従来の労働関係が失効し、同関係に基づく諸請求権が失われた場合には、特に酷なるを回避すべく、新

表5 女子労働者数の推移 1939—1944

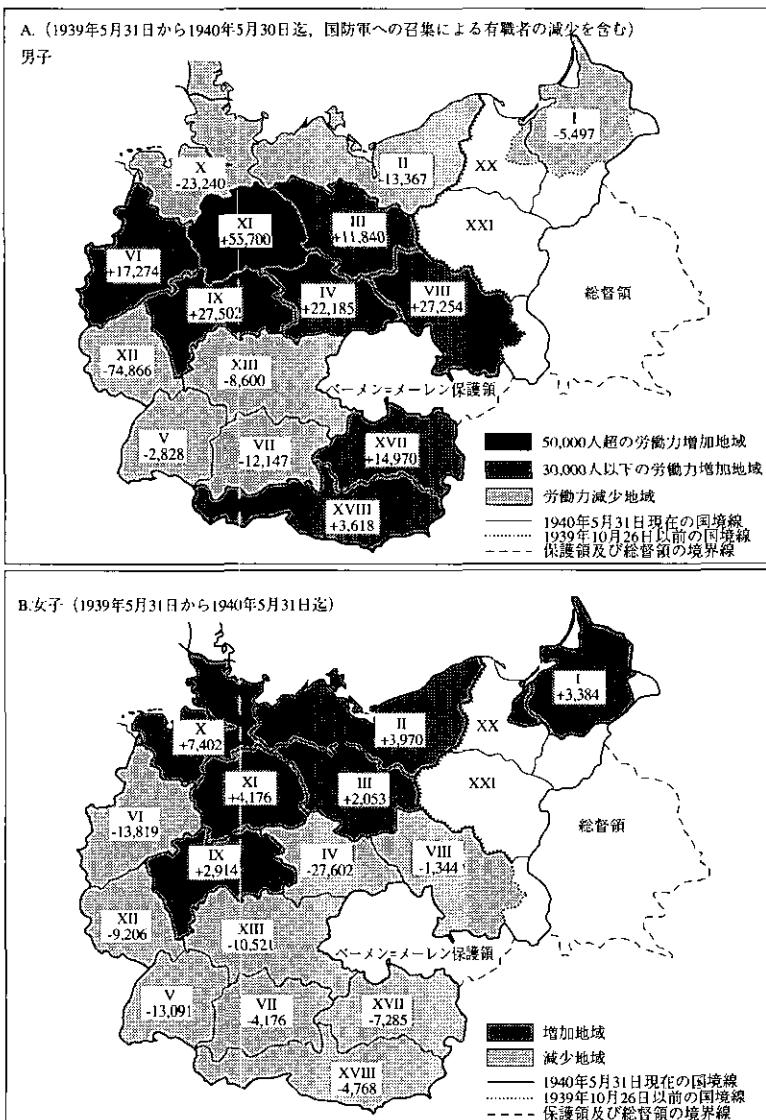
時 期 年 . 月 . 日	女子雇用者数	増 減	
		人 数	(増減率 : %)
1939. 5. 31	14,625,956		
10	14,566,841	- 59,115	(-0.404%)
11	14,532,637	- 34,204	(-0.235%)
12	14,326,002	- 206,635	(-1.422%)
1940. 5. 31	14,385,107	+ 59,105	(+0.413%)
1941. 5. 31	14,186,415	- 198,692	(-1.381%)
1942. 5. 31	14,459,127	+ 272,712	(+1.922%)
1943. 5. 31	14,806,058	+ 346,931	(+2.400%)
1944. 5. 31	14,552,761	- 253,297	(-1.711%)

出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.771.

図11 国防管区毎に見た軍需産業に於ける女子労働者数の増減
(1939年7月～1941年5月)

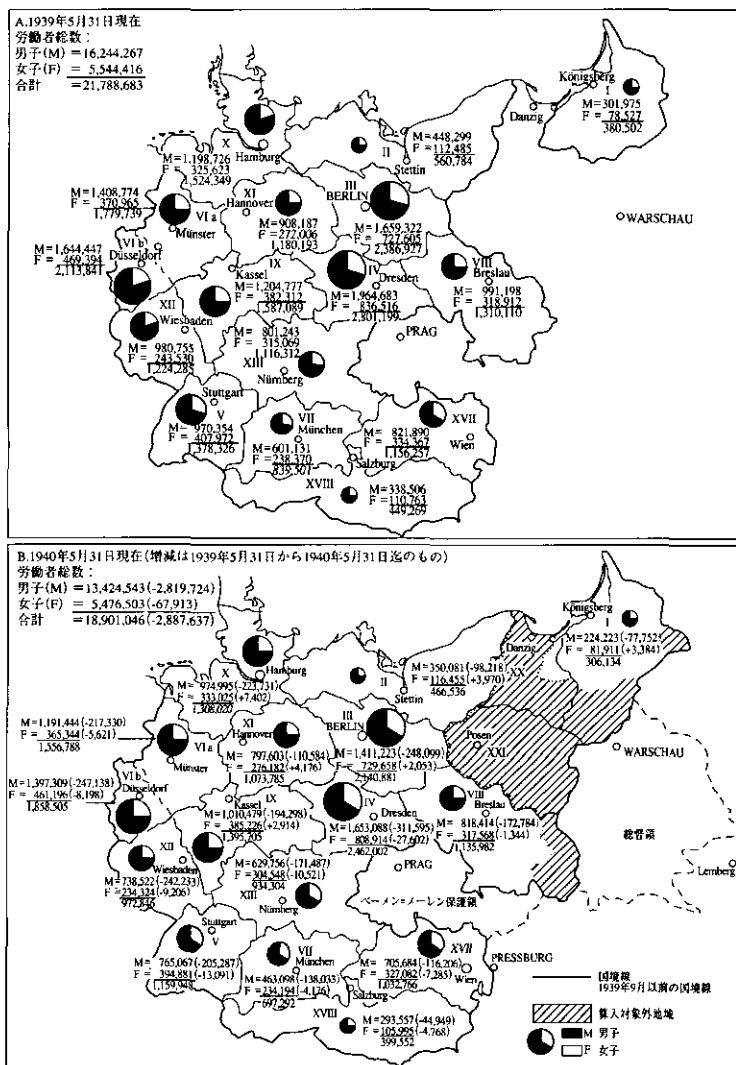
出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.773.

図12 国防管区毎に見た産業界の男女労働力の増減



出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.784.

図 13 国防管区毎に見た産業界の男女労働力の内訳と増減



出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.785.

たな就労先の事業所に対して同服務者が損害を蒙ることのないようにすべきこと（補償措置）を義務付けていた（第2条第4項）のであるが、服務者が新たな就労先の給与規定、修業規則或いは服務規定の適用を受ける旨の明文規定（第2条第3項）も設けていたこともあり、同年3月2日の「国策上特に重要な任務の為の労働力需要確保令第一施行令（Erste Durchführungsanordnung zur Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung vom 2. März 1939, RGBl. I, 403 = Dienstpflcht-Durchführungsanordnung：服務義務施行令）」は賃金低下に因る上記補償措置（苛酷調整：Härteausgleich）を最早とらないこととした（第15条）。ただ、徴用された労働者が家族と別居を余儀なくされた場合には、家族の相応の生活需要を確保する為、労働局への申請に基づき、「別居扶助（Trennungsunterstützung）」（第17条第1項及び新国民徴用令第5条第1項）或いは「特別扶助（Sonderunterstützung）」（第18条及び新国民徴用令第5条第2項）を受給しうるものとした。ところが、賃金低下を徴用労働者が甘受すべしという規定が彼等を不安に陥らせたので、同年7月11日のライヒ労相の各労働局宛てた「服務義務者の為の援助金及び別居手当に関する布告（Erlaß des Reichsarbeitsministers an die Landesarbeitsämter und Arbeitsämter über Beihilfen und Trennungszuschläge für Dienstverpflichtete vom 11. Juli 1939, RArBl. I, 345）」は、徴用により賃金低下に見舞われた労働者が「服務義務援助金（Dienstpflchtbeihilfe）」を申請することができ、これを経営者と労働局が切半負担することを命じた。しかし、開戦直後に9月4日付「服務義務者の扶助に関する命令（Anordnung über Unterstützung für Dienstverpflichtete vom 4. September 1939, RArBl. I, 417）」により、それは再び廃止されたのであった。

他方、同年12月12日の「労働保護令（Verordnung über den Arbeitsschutz vom 12. September 1939, RGBl. I, 2403）」は、一日の労働時間を原則10時間以内（第1条。但し、連続作業が交替制で行われる場合は除く）、例外的に12時間迄延長可能（第2条）とした（対象に青少年・女子を含む）。また、非常の場合を除き、青少年・女子に対する夜間労働の原則禁止を維持する（第3条、第4条第1項）と共に、超過勤務割増

手当 (Mehrarbeitszuschlag) を 10 時間を超える超過勤務に対して認め、所定内労働賃金の 25%とされた(第 5 条)。11 月 16 日の改正により 9 月 4 日の戦時経済令による超過勤務・休日勤務・夜間労働への割増賃金支給禁止 (第 18 条第 3 項) の原則が超過勤務を除き撤廃されたことを更に徹底したものと見られる。これらの労働保護措置がとりわけ軍需生産の能率増進という見地からとられたものであったことは明らかである。

八. 結語

1939 年 9 月 1 日の対ポーランド侵攻から翌年 4 月 9 日に始まる対デンマーク・ノルウェー侵攻作戦迄の約 7 ヶ月間にドイツが本格的な戦時総動員体制へ移行したことを窺わしめるような従前と対比して際立った変化は見られない。それは、この時期が主としてドイツ国防軍とヒトラーとの間の戦争拡大に対する姿勢の相違に由来する戦争の空白期であったことによるものと考えられる。しかし乍ら、図 9～10 (更には図 7) からも読み取れるように、軍事関連分野への労働力の優先的投入は当然増加する傾向を示している。一方では表 3 の示しているように、国防軍に召集される労働力は年を追って急増していったので、労務動員の余地は益々小さくなつていったのである。それ故、開戦当初に行われた男女青少年を含む勤労奉仕団の軍事関連領域への投入は、こうした労務動員能力の低下を補う必要性から行われた補助的手段とみられる。元来ライヒ勤労奉仕の目的とは、失業者の「吸收」を第一義的なものとしており、未成年の就学者を包括する広義の勤労奉仕については教育的配慮も付け加えられていたが、失業問題が過去のものとなり、国民社会主義的教育も既に 7～8 年目を迎えていたことから、ライヒ勤労奉仕はその過渡的使命を既に終えていたと考えられよう。従って、ライヒ勤労奉仕団に残された任務というのは前出のヒールルの声明にも拘わらず、事実上戦争遂行の為に経済・軍事的領域に於いて補助的貢献をすることのみであつたと言えよう。他方、成人女子の場合には、戦時動員が進展するどころか、前述の如き理由から、逆に減少傾向を示しており(表 5 参照)、女子雇用者数は最低約 1,419 万人 (1941 年 5 月 31 日現在) から最高約 1,481 万人 (1943 年 5 月 31 日現在) という狭い範囲の中で上下するにとどまつ

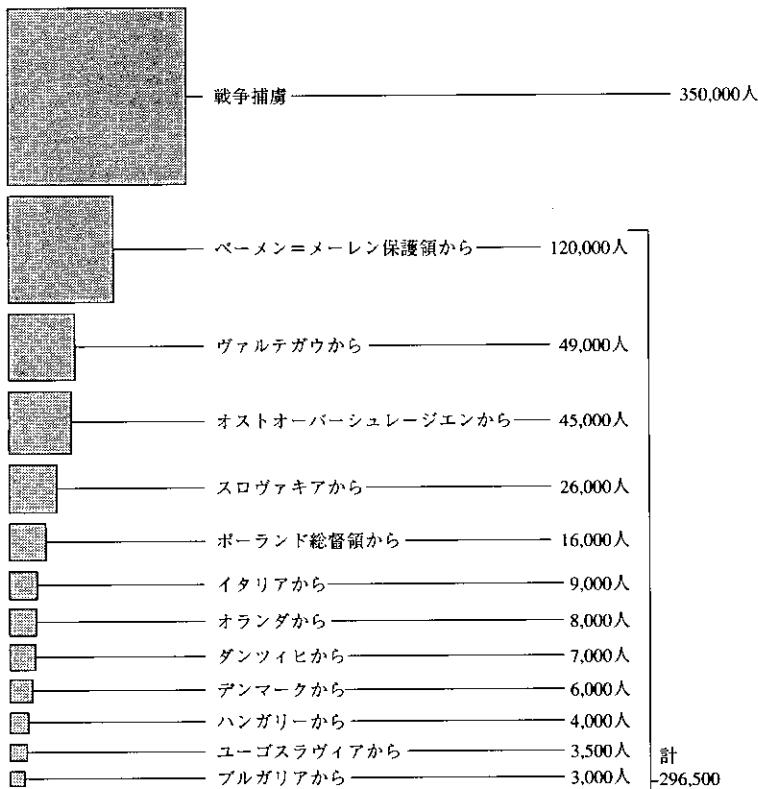
ている。地域的に見ても（図11～13参照），減少地域に於いて減少数が大なるところが多いのに比して，増加地域に於ける増加数は比較的小なる傾向が見られる（強いて挙げるならば，1939～40年に著増が見られるのは大工業地帯を抱えるハンブルク周辺（国防管区X）位のものであろうか。しかし，これも1939～41年となると微増を示すにすぎないのである）。

結局戦時中にドイツ人労働力の徹底的な動員ないし有効活用の途を追求することは，ナチス戦時労働力政策の重点とはならず，労働需要を充足すべく選択されたのは，戦争捕虜及びドイツ占領下の諸外国の住民，更にはドイツ国内を含む各地から連行されてきたユダヤ人達などによる外国人労働力の「創出」⁽³⁹⁾と，これに付随する巨大な強制労働システムの構築の途であった。図14は，1940年春の段階で早くもこうした傾向を示したものであり，図8～10にはドイツ人労働力の推移（男子＝激減，女子＝横ばい）と外国人及びユダヤ人（激増）・戦争捕虜（増加）の推移との際立った対照が明らかである。

〔注〕

- (1) ヒトラーの意向に従って，1938年5月30日付の国防軍最高指令部(OKW)によるチェコ侵攻作戦（「緑作戦(Fall Grün)」と称せられた）案には対チェコ軍事行動が「遅くとも1938年10月1日迄に可能でなければならない」旨が既に明記されていた(H. Graml, *Europas Weg in den Krieg*, München 1990, S.104 f.)。
- (2) ヒトラーが対ポーランド侵攻作戦（「白作戦(Fall Weiß)」と称せられた）の準備をOKWに命じたのは1939年3月末のことであり，同作戦が「9月1日以降いつでも実施可能たるべき」とこととされていたという(Ebd., S.195)。
- (3) K. D. ブラッハー（山口定・高橋進共訳），『ドイツの独裁－ナチズムの生成・構造・帰結一』II，岩波書店 1975年，731頁。
- (4) R. D. Müller, *Grundzüge der deutschen Kriegswirtschaft 1939 bis 1945*, in: K. D. Bracher, M. Funke, H. A. Jacobsen (Hrsg.), *Deutschland 1933-1945*, Düsseldorf 1992, S.358. やがてドイツの軍需生産機構は，図15のようになった。
- (5) ブラッハー，前掲書，738頁。このように，第二次世界大戦突入迄に

図 14 開戦後 1940 年春迄に戦争遂行上重要事業に追加供給された
外国人労働者* と戦争捕虜**



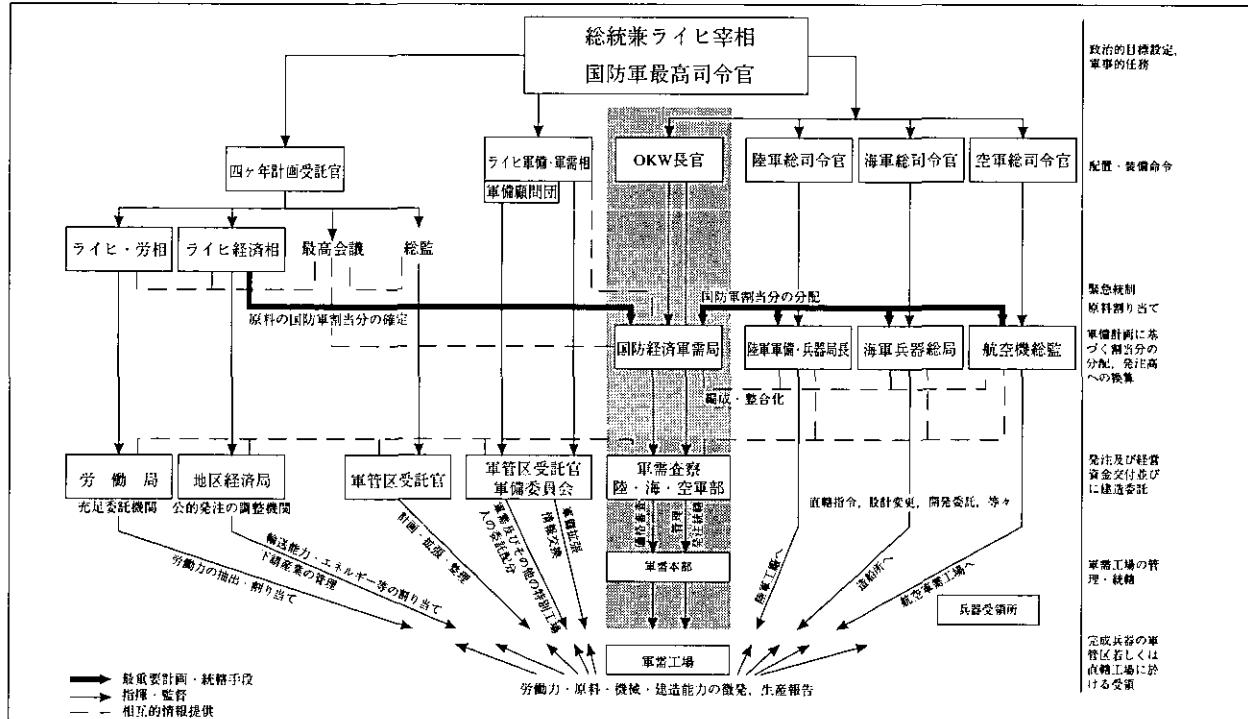
(注) * 1939 年 9 月から 1940 年 4 月 30 日迄に追加募集された外国人労働者の概数。

** 1939 年 9 月から 1940 年 5 月 31 日迄に労働配置された戦争捕虜の概数。

出所 : Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.775.

ドイツ経済の全面的戦時経済化がなされなかつたとするのがトマス將軍以来の通説となつておる、旧西独及び英米の歴史家達の多くにより支持されている。広範な大衆の支持基盤を保ちつつ戦争準備を進め

図 15 軍需産業の統轄組織図 (1940/41年)



出所：Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.539.

る為には、トーマスが 1936 年頃から強く主張していた（永岑三千輝、『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941—1942』、同文館 1994 年、173 頁）ような全面的な戦時経済化（即ち Tiefenrüstung：「深い軍備」）ではなく、大恐慌の痛手（大量失業と窮乏化）からどうにか立ち直った後の国民大衆の生活水準（即ち、消費財生産水準）を維持しつつ、急激な軍備拡大（=軍需生産の増強）を図る所謂 Breitenrüstung（「広い軍備」）の途を選択せざるを得なかつたのであり、開戦時に於ける軍備の不十分さは電撃戦 (Blitzkrieg) による勝利を当然の帰結として想定せざるを得ないというのである。これに対して、旧東独の歴史家 D. アイヒホルツは、逆にナチス・ドイツが 1933～4 年のシャハトの政策以来、四ヶ年計画を経て、益々戦争準備への傾斜を深めていったものとみなし、その過程に於いては軍需生産能力を非軍需生産部門を犠牲にしつつ最大限に拡大し、極力大規模に動員することを如何に早くから、また如何に広範に行うかが支配層にとっては経済の課題であったのであり、この過程は「広い軍備」というような限定的なものではなかったのだと主張している (D. Eichholz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. I: 1939-1941, 3. durchgesehene Aufl., Berlin 1984, S.17 ff.)。尚、この点について、栗原優、『第二次世界大戦の勃発—ヒトラーとドイツ帝国主義』、名古屋大学出版会 1994 年、16 頁以下などを参照されたい。

- (6) 同会議は、ゲーリング（第二次四ヶ年計画受託官）を議長とし、フリック (Wilhelm Frick, 1877-1946, 1933-43 内相, 1943-45 ベーメン＝メーレン保護領総督), フンク (Walther Funk, 1890-1960, 1937-45 経済相, 1939-45 ライヒスバンク総裁兼任), ヘス (Rudolf Heß, 1894-1987, 1933-1941 総統代理), カイテル (Wilhelm Keitel, 1882-1946, 1938-45 国防軍最高司令部長官, 陸軍上級大将, 1940 年陸軍元帥) 及びラメルス (Hans-Heinrich Lammers, 1879-1962, 1933-45 ライヒ官房長官) の 5 人を構成員とするものであった (R. Absolon, *Die Wehrmacht im Dritten Reich*, Band V, Boppard am Rhein 1988, S. 3)。ゲーリングは四ヶ年計画と国防経済の最高統轄者となり、フリックはライヒ行政総監 (Generalbevollmächtigter für die Reichsverwaltung) として行政・司法を統轄し、フンクは経済政策、財政を統轄し、ヘスはナチス党と政府との調整の為、カイテルは軍と政府との調整の為、ラメルス（ヒトラー側近の法律顧問）は同会議の幹事役として同会議に参加することになったといわれている（菊池春雄、『ナチス

『戦時經濟體制研究』、東洋書館 1940年、83—84頁)。尚、軍需生産の組織図は図15参照。

- (7) 1939年2月13日「国策上特に重点なる任務の為の労働力需要確保令」第2条第5項、同年3月10日同令第二施行令及び同年7月10日第三施行令。Vgl. T. Mason, *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft*, Opladen 1975, S.695 ff., 936 ff. und 1047 ff. 尚、上記第二及び第三施行令は、9月1日の労働移動制限令により廃止された(第13条)。
- (8) 1939年9月13日「労働移動制限の新規定に関するライヒ労働大臣布告(Erlaß des Reichsarbeitsministers über die Neuregelung der Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels vom 13. September 1939, RARBl. I, 435)」。Vgl. Mason, a.a.O., S.1057 f.
- (9) 1939年3月10日の第二施行令によれば、25歳未満の労働者・職員・実習生・見習の雇入(第6条)、金属労働者の雇入(第7条)、労働手帳に記載された最後の就業先が農林業・鉱山業(炭鉱を除く)・化学工業・建材製造業及び製鉄・金属業である労働者・職員の雇入(第8条)及び建築業に於ける雇入(第9条)には、原則として労働局の同意を要するものとされていた。
- (10) 次の3つの場合が列挙されている：
 1. 労働契約の両当事者が契約解除につき異存がない場合、
 2. 事業所(或いは建築現場)が閉鎖されることになっている場合、
 3. 当該労働者・職員・徒弟が試用期間中であるか、臨時職として雇用されているか、或いは契約期間が1ヶ月以内である場合。
- (11) 因みに、召集により開戦時の雇用者数は約10%減少した(Zumpe, a.a.O., S.347)。
- (12) Mason, a.a.O., S.1044 ff.
- (13) Mason, a.a.O., S.1047, Ann. 1.
- (14) Ebenda und Absolon, a.a.O., S.5.
- (15) Ebenda.
- (16) Gesetz über die Hitler-Jugend vom 1. Dezember 1936, RGBI. I, 993.
- (17) Absolon, a.a.O., S.6.
- (18) Vgl. Erlaß des Jugendführers des Deutschen Reiches vom 20. Oktober 1940, *Amtliches Nachrichtenblatt des JFdDR*, S.150.
- (19) 1931～40年ナチ党青少年全国指導者の地位に在ったのはフォン・シーラッハ(Baldur von Schirach, 1907-74)であり、その後任とし

- て敗戦迄全国指導者を勤めたのはアックスマン (Arthur Axmann, 1913—不詳) であった。
- (20) Absolon, a.a.O., S.6.
 - (21) Ebenda.
 - (22) LVBl. 1940, 608 Nr. II44. Zitiert bei: Absolon, a.a.O., S.6 f.
 - (23) Absolon, a.a.O., S.28.
 - (24) *Dokumente der Deutschen Politik*, Bd. 8 Teil 2/1940, S.734. Zitiert bei: Absolon, a.a.O., S.28.
 - (25) 封鎖組織 (Sperrorganisation) は、国境地帯に於ける動員に際して、街道及び道路の封鎖を準備・実施する任務を遂行した (Ebd., S.30, Anm. 158)。
 - (26) 1939 年 12 月に勤労奉仕期間を満了した勤労奉仕者の中には、一部ではあるが戦争の結果 1 年若しくはそれ以上 RAD に残留させられた者もいた (Ebd., S.29, Anm. 155)。
 - (27) Vgl. Erlaß des Reichsarbeitsführers vom 19. 8. 1939 über die Verwendung von Verwaltungsführern des RAD in Mob. Fall als Sonderführer (Wehrmachtbeamte auf Kriegsdauer) der Wehrmacht (BA-ZNS WAllg.)
 - (28) RAD の指導官や勤労奉仕者の引き抜きが行われたが、建設隊 (Baueinheit : 後に「建設部隊 (Bautruppe)」の中で特殊な兵科を形成した) は引き続き存続した (Ebenda)。
 - (29) *Dokumente der Deutschen Politik*, Bd. 7 Teil 1/1939, S.409. Zitiert bei: Absolon, a.a.O., S.382 Anm. 12.
 - (30) 但し、形式的には志願制ではあったが、女子勤労奉仕に参加しないと、大学進学や就職の途が事実上閉ざされるという実態があったので、事実上は殆ど義務化していたようである (菊池, 前掲書, 262 頁参照)。
 - (31) 実際には、同年末のクリスマス迄の任期延長が行われたにとどまった (石田文次郎, 『獨逸労働統制法』, 有斐閣 1944 年, 509 頁)。
 - (32) 1940 年 1 月 30 日の「ライヒ勤労奉仕女子所属員懲戒令 (Dienststrafordnung für die weiblichen Angehörigen des Reichsarbeitsdienstes vom 30. Januar 1940, RGBl. I, 243)」が内務省より発せられた。
 - (33) Absolon, a.a.O., S.4 f. これを受け、1941 年 6 月 20 日の「国防軍及び軍需経済の為の労働力需要調達に関する布告 (Erlaß über die

Beschaffung des Kräftebedarfs für Wehrmacht und Rüstungswirtschaft vom 20. Juni 1941, VP* 9505/41/2 geheim, in: BA NS 6/336)」が国防閣僚会議議長（ゲーリング）により発せられた。

*VP = Vierjahresplan

- (34) 第一次大戦当初の経験から、ライヒ労働次官ズュールプですら、かかる事態を真剣に危惧し、婦人の戦時徴用を原則として廃止し、主婦により多くの家事使用人を雇い入れるよう要請するよう促すことを提案していた程である(Das Militärgeschichtliche Forschungsamt (Hrsg.), a.a.O., S.769.)。
- (35) Ebd., S.771.
- (36) Ebd., S.770.
- (37) Ebd., S.772.
- (38) Vgl. F. W. Kersting, *Militär und Jugend im NS-Staat. Rüstungs- und Schulpolitik der Wehrmacht*, Wiesbaden 1989; R. Fricke-Finkelnburg (Hrsg.), *Nationalsozialismus und Schule*, Opladen 1989, u.a.
- (39) Zumpe, a.a.O., S.345.

(1994 年度北星学園大学特別研究費による研究)

Der Ausbruch des Zweiten Weltkrieges und die Mobilmachung der Arbeitskräfte unter dem NS-Regime 1939/1940

Kazuhiko NAKAMURA

Die Arbeitsmarktlage im Dritten Reich hatte sich bereits vor dem zweiten Weltkrieg ganz erheblich zugespitzt. Der Arbeitseinsatz, das heißt die Beschaffung der erforderlichen Arbeitskräfte, war die Hauptschwierigkeit und Kernfrage bei der Erfüllung des Vierjahresplanprogramms. Dieser hohe volkswirtschaftliche Stellenwert, der damit der Arbeitsmarktregulierung zugesprochen wurde, erhöhte sich im Kriege. Der Kriegsausbruch beeinflußte die Wirtschaft sogleich durch einen Abzug menschlicher Arbeitskräfte aus der Produktion, der sich angesichts der schon vorher stark angespannten Situation auf dem Arbeitsmarkt nur noch einschneidend bemerkbar machte.

Wie exakt auch in Bezug auf die Lage der werktätigen Massen der Krieg geplant worden war, zeigt eine nähere Untersuchung der umfangreichen kriegswirtschaftlichen Gesetzgebung von Ende August/Anfang September 1939. Wichtige Teile dieser Gesetzgebung waren die Kriegswirtschaftsverordnung (KWVO), die zahllosen Bewirtschaftungs- und Beschaffnahmeverordnungen sowie Verordnungen zum Abbau arbeitsrechtlicher Bestimmungen und zur Beseitigung der Freizügigkeit der Werktätigen.

Bemerkenswert ist, daß das Schwergewicht der Arbeitsmarktregulierung im Kriege nicht vorrangig in der intensiveren Nutzung des deutschen Arbeitskräftepotentials, sondern in der "Beschaffung" von ausländischen Arbeitskräften, in der Bildung eines riesigen Systems von Zwangsarbeit lag.